

長時間労働による健康障害防止のおしらせ

株式会社東海道シグマの従業員の内、長時間労働者に対する面接指導等の措置に関する事項を次の通り定め、長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症の恐れがある従業員が申し出た場合、会社は医師（産業医）による面接指導を行い必要な指導を行うこととします。

（適用範囲）

医師による面接指導を行う従業員の適用範囲は以下のとおりとします。

①時間外・休日労働が1ヵ月当たり100時間を超え、医師による面接指導を申し出た者。

②2～6ヶ月の平均で時間外・休日労働が1ヵ月当たり80時間を超え、医師による面接指導を申し出た者。

2 前項第1号第2号に該当した者が医師による面接指導を申し出なかった場合、会社が面接指導を申し出るよう指導することがあります。

（申し出）

面接指導を希望する場合は、所属長又は直接総務部へ連絡してください。

（時間外・休日労働の算定）

時間外・休日労働の算定は、毎月1日から当月末日までの期間です。

（面接の実施）

会社は、適用範囲に該当する従業員が医師による面接指導を申し出た場合、1ヵ月以内に面接を実施します。

（医師からの意見聴取）

会社は、面接指導を実施した従業員の健康を保持するために必要な措置について、医師からの意見を聴取し、必要と認めた場合、労働時間の短縮、深夜業の制限、職種変更等の措置を行うことがあります。

面接指導を申し出ても不利益な取扱はいたしません。

以上

株式会社東海道シグマ 総務部